



# 森とおる NEWS

森 とおる  
事務所発行

東京都豊島区上池袋 3-46-2  
東京都豊島区南大塚 1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-6-12 TEL 03(6912)0135

「ひとり親世帯」も「それ以外の世帯」も 児童一人当たり5万円

## 低所得の子育て世帯特別給付金



児童一人当たり5万円

### ひとり親世帯について

低所得の子育て世帯に対し給付金が支給される「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」があります。これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援として、児童一人当たり5万円の支給が決まったものです。給付金には「ひとり親世帯分」と「それ以外の世帯分」の2種類があります。

対象者は、今年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する、ひとり親で次の①～③のいずれかに該当する人です。

- ① 2021年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金などを受給していることにより、児童扶養手当を受給していない人のうち、所得が児童扶養手当所得限度額を下回る人
- ③ ①には該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を

### それ以外の世帯について

受給している人と同じ水準になった人  
なお①に該当する人は申請不要で、児童扶養手当が支給される口座に振り込まれます。  
②③の人は、区の子ども家庭部子育て支援課に申請が必要となります。

### DVなど別居中の場合は

この給付金の支給対象者は、次のアとイの両方に当てはまる人です。（ただし、ひとり親世帯分の給付金を受け取った人は除きます）  
ア 2021年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母など  
イ 2021年度の特別区民税（均等割）が非課税の人、または2021年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入に  
なった人  
2021年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、特別区民税が非課税の場合は申請不要で、それ以外の人で支給対象者要件に当てはまる人は申請が必要となります。  
たとえば高校生のみを養育している人、2021年4月分の児童手当などの受給者ではないが、収入が減少し家計が急変した人などです。

配偶者のDVから子どもを連れて避難している場合は、区の窓口でDV避難中であることを明らかにできる証明書を添えて申し出れば、支給の差し止めができません。なお、住民票を移していなくても現在地で手続きすることが可能です。  
配偶者が受給済みだった場合は、DV保護命令が出ているなどの要件を満たせば受給できます。